

公 募 公 告（再 度 公 告）

有償による庁舎等の使用及び収益の許可を受けて、福利厚生施設（食堂）の出店・営業を希望する者の募集について、次のとおり公告に付する。

なお、本公告は、令和6年1月9日付けで公告した「九段第2合同庁舎内における福利厚生施設（食堂）の出店・営業」の再度公告である。

令和6年2月29日

法務省所管国有財産部局長

東京法務局長 山 口 敬 之

1 公募に付する事項

- (1) 件名 九段第2合同庁舎内における福利厚生施設（食堂）の出店・営業
- (2) 募集者数 1社（者）

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものに該当しない者として次の要件を満たすもの。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(7) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

3 問合せ先

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎6階 東京法務局総務部会計課施設係 担当：宮川

(TEL:03-5213-1258 ダイヤルイン・FAX:03-5213-1377)

4 企画案募集説明会

実施しない。

ただし、特に説明を希望する者は、令和6年3月8日（金）午後5時までに上記3の問合せ先に電話で申し出ること。

5 募集要領等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和6年2月29日（木）から同年3月11日（月）までの午前9時から午後5時まで（行政機関の休日に関する法律に定める休日及び正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記3に同じ。

なお、郵送による募集要領等の送付を希望する場合は、上記3の場所に返送用の封筒等（返信用の封筒は、A4判用紙が封入できるものとし、送付先の住所・氏名を記載の上、郵便切手140円を貼付けすること。レターパックプラス及びレターパックライトも可。）を送付して、請求すること。

6 企画提案書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和6年3月11日（月）まで

(2) 提出場所

上記3に同じ。

7 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

8 その他

詳細は、募集要領等による。

以上